

## 平成29年度 社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会 事業計画

### 1/ 基本方針

海外の政治情勢による株価の上昇等は見られるものの、長期間に渡る政府のマイナス金利政策は相変わらず目立った効果を生み出さない状態である。すなわち、一部企業の賃金は上昇したものの全体としては停滞の状況であり、ジワリと進む物価上昇のあおりを受ける低所得者にとっては生活防衛に大変厳しい試練が続いている。世の中は格差の拡大が更に度合いを増しており、生活保護世帯が過去最高を示すなど貧困家庭の占める割合は減少することなく推移している。また、生活安定の要である社会保障の改革は進まず、著しい高齢化とあいまってその費用は100兆円を超える状況が続いているが、今後も少子高齢社会の更なる進行で生活難民と言われる人々や要介護者の増加、そして孤立社会、無縁社会の言葉に示されるように、生活の支援を受けにくい人々は増加し続けていくことから諸問題の深刻化は避けられない見込みである。

また、昨年度は障がい者に対して悲惨な殺傷事件が起こり、人権の在り様が再び注目されることとなった。ここにおいて、福祉に携わるものの役割として「人権思想」の流布、普及は改めて大きな任務であることを思い起こされることとなったのである。

こうした中、社会福祉法人改革が全面的に進められる今年度以降、公益事業を行う本会の果たすべき役割は大きなものがあり、地域福祉活動計画に沿って支え合う町づくりを具体的に進めることなどが求められる。それは事情の違う一人ひとりが地域で互いに支えあうこと、即ち共生社会を改めて構築することが基本であるとする。そこで本会は厳しい財政状況のもと努力と工夫を重ね、生活困窮者の自立支援事業の他、住民が安心して暮らせる町づくりを目指して、引き続き様々な事業を継続するとともに、支えあいづくりを推進していく。

### 2/ 重点目標

- ① 住民の参加、支えあい活動の構築
- ② 福祉ニーズの把握と社会資源の発掘
- ③ ボランティア活動の育成、充実、強化
- ④ 地域福祉活動及び在宅福祉サービスの総合的推進
- ⑤ 人権及び福祉教育の推進と研修機会の拡充
- ⑥ 財政基盤強化と健全化
- ⑦ 権利擁護事業の研究及び啓発と普及
- ⑧ 介護保険サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施と地域包括ケア事業の推進
- ⑨ 障がい者福祉サービスの充実
- ⑩ ふれあい地域づくり事業の推進
- ⑪ 生活困窮者自立支援事業の実施と生活自立支援への取り組み
- ⑫ 各種団体への支援強化と新しい活動スタイルの模索
- ⑬ 民生委員との新たな相互関係の確立
- ⑭ 地域福祉活動計画に基づく事業の推進



- ウ、緊急援護事業の実施
- エ、給食サービスの実施
- オ、生活困窮者自立相談支援事業の実施  
(戦没者遺家族等の福祉)
- ア、戦没者追悼式の協力  
(介護保険事業及び在宅福祉サービス)
- ア、訪問入浴介護事業の実施
- イ、ホームヘルプ事業の実施
- ウ、デイサービス事業の実施
- エ、居宅介護支援事業の実施
- オ、自立支援事業の実施
- カ、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）設置と総合事業の推進  
(権利擁護事業)
- ア、法人後見の研究
- イ、日常生活自立支援事業の推進、啓発  
(相談活動の充実)
- ア、心配ごと相談所の運営（面接及び電話）  
(ネットワーク体制の確立)
- ア、地域内福祉施設等との連携
- イ、ふれあい地域づくり事業の実施
- ウ、地域福祉相談員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の設置  
(施設等の管理運営)
- ア、邑楽町福祉センター寿荘の運営
- イ、邑楽町地域活動支援センターの運営
- ウ、邑楽町高齢者活力センターの運営  
(その他の事業)
- ア、保護司会、更生保護女性会事業の協力と社会を明るくする運動の実施協力
- イ、災害ボランティアの育成と災害時対応力の養成
- ウ、買い物支援事業の研究、調整
- エ、群馬県共同募金会邑楽町支会の運営
- オ、地域福祉活動計画の推進
- カ、その他本会目的達成のために必要な事業

## 指定管理運営事業の方針

### 1/ 邑楽町福祉センター寿荘

「教養と娯楽の施設」の性格に加えて、介護予防の観点を備えた会館運営を行う。また、利用の少ない前期高齢者の活動定着を促進する。

- ・生きがいをより充実できるように、各種教室の開催及び親睦事業の実施
- ・教養を深めるための講座実施
- ・健康を増進するための事業実施

### 2/ 邑楽町地域活動支援センター

就労や社会生活の自立を最終的な目標に据えながら、能力に応じた作業を実施し、充実した一日を過ごす。

- ・ 日常の基本的な生活習慣を身につける
- ・ 仲間や職員との人間関係を学ぶ
- ・ 就労能力を高める
- ・ 独自の業務開拓と、安定就業の確立（クッキーづくりなどの強化）

### 3/ 邑楽町高齢者活力センター

高齢者の能力を活用しながら社会貢献できるよう運営する。

- ・ 60歳代の若い会員を増やす
- ・ 地域の高齢者の就労機会を拡充する
- ・ 安全就業を徹底し、無事故を目指す
- ・ 就業の機会均等を目指す

## 介護保険事業に対する方針

### 1/ 基本方針（共通方針）

本会は、社会福祉法（昭和26年3月29日法第45）の第109条に定める団体として、同法の理念に基づき地域福祉の推進を目的としている。その実現にあたっては在宅福祉サービスに積極的に取り組むことが重要であると考え。従って、町内の住民が、傷病など何らかの生活上の障がいにより生活することが困難な場合に、その解決または軽減などを目的として援護することとする。

以上の点から、積極的に介護保険の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むため基本方針を次に定める。

- ① 公共的立場にある本会の性格を鑑み、すべての人に平等に接すること
- ② 法の理念に基づき、サービスの質・量ともに過不足なく提供し得るように心がけること
- ③ 利用者の生命を大切にし、安全確保に十分な配慮をおこなうこと
- ④ 利用者の思い、考え方を尊重し、利用者本位の自立支援に努めること
- ⑤ サービスの提供にあたり、家族や関係者との連携を密にし、効果的なサービスが提供できるよう心がけること
- ⑥ 個人情報の保護並びに守秘義務を徹底すること
- ⑦ 個人の財産、権利などの保護、保全に努めること
- ⑧ 住民の負担を抑えるため、割引可能なサービスにあっては届けを提出の上、割引を行うこと

### 2/ 居宅介護支援事業

本会は、介護保険法第69条の2項に定める登録を行った介護支援専門員の確保に努め、住民にとって必要な介護支援事業を積極的に行う。尚、事業方針を次のように定める

- ① 配置する介護支援専門員の人数と担うべき職務の状況を鑑み、担当する利用者の数を適正な範囲に収める
- ② 利用者の要望に対し真摯に対応し、かつ迅速に応えるようにする
- ③ 書類の作成や記録については、法令で定められた手続きを遵守する
- ④ 緊急の場合、営業日以外であっても速やかに必要な措置を行う

- ⑤ 介護支援専門員の実務研修や更新に必要な専門研修など積極的に参加させる。また、必要に応じその他の有効な研修を受けさせるようにする

### 3/ 訪問介護事業

介護保険法に定める「訪問介護事業」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」、障害者総合支援法に定める「居宅介護」においては、必要で有効なサービスを提供する。その際、利用者が何を求めているか、何をすべきかを十分に把握したうえで、利用者同意のもとサービスを提供する。

- ① 介護支援専門員の作成する居宅介護サービス計画書に基づき、また、利用者及びその介護者等から十分な情報を得た上で、訪問介護サービス計画書を作成し、それに基づきサービスを提供する
- ② 利用者からの無理な要望にみだりに対応することなく、適正なサービスを提供する
- ③ 定められた時間の範囲内で最大限のサービス効果を生むよう、充実したサービスの提供をする
- ④ 研修をヘルパー能力の充実強化に必要なものとして位置づけ、少なくとも年に2回以上の研修の機会を確保する。また、介護福祉士の資格を得ていない者については、速やかに資格取得を行うよう指導する。なお、少なくとも基礎研修を受けさせるようにする
- ⑤ ヘルパー同士の交流や情報交換など積極的に位置づけ、会議などを開催する

### 4/ 訪問入浴介護事業

介護保険法に定める「訪問入浴介護事業」「介護予防訪問入浴介護事業」において必要なサービスを提供する。サービスの提供にあたっては、あたたかく和やかな雰囲気の中で安心して入浴を楽しんでもらえるよう心がける。

- ① 入浴の提供に際しては、健康チェックなど利用者の体調の把握を十分に行い、徹底的に事故の防止に努める
- ② 入浴の提供に際しては、入浴後も異変がないかきちんと確認してから次の行動に移るようにする
- ③ 室内に浴槽を設置するときは、水漏れ事故が起きないように器具や接続部の点検をきちんと行う
- ④ 割引制度を継続する（1割引の継続）

### 5/ 通所介護事業

介護保険法に定める「通所介護事業」「介護予防・日常生活支援総合事業」並びに障害者総合支援法に定める「基準該当生活介護事業」において必要なサービスを提供する。要介護者の身体状況の改善はもとより、要支援者の介護予防にも十分な対応を行う。

- ① サービスの提供にあたっては、介護支援専門員の作成する「居宅サービス計画書」に基づき整合性を保つとともに、利用者や介護者の要望を反映できるよう心がける
- ② 入浴の提供に際しては、健康チェックなど利用者の体調把握を十分に行い、徹底的に事故の防止に努める
- ③ レクリエーションはマンネリ化を防止し、能力維持のために相応しい内容を心がけ、常に新しい視点で取り組むようにする
- ④ 介護者に対し、施設内での様子が伝わるよう記録や報告書を作成し、報告を怠ることがないようにする

⑤ 食事代等については、可能な限り費用を抑えて安価で提供できるよう努力する

★社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会主要事業年間予定表

開催日	事業名	会場等	担当係
4月上旬	社協会費納入、保護司募金実施	社協事務所	事務局
4月下旬	ふれあいサロン指定申請受付	社協事務所	事務局
4月下旬	邑楽町母子・寡婦会定期総会	未定	事務局
5月上旬	邑楽町ボランティアグループ定期総会	邑楽町役場	事務局
5月～11月	手話奉仕員養成講座	大泉町保健福祉S	事務局
5月中旬	本会会計監査	社協会議室	事務局
5月下旬	邑楽町老人クラブ連合会定期総会	邑楽町役場	事務局
5月下旬	5月定例理事会	社協会議室	事務局
5月	邑楽町心身障がい児者療育父母の会	未定	事務局
6月上中旬	定例評議員会	未定	事務局
6月上旬	邑楽郡社協連絡協議会総会	大泉町社協	事務局
7月	寿荘グラウンドゴルフ大会	農村広場	寿荘
10月1日	赤い羽根共同募金運動開始	町内	支会事務局
10月1日	歳末たすけあいサロン受付開始		事務局
10月8日	町民体育祭イベント募金	町民体育祭会場	事務局（支会）
10月中旬	福祉レクリエーション大会	町民体育館	事務局
11月5日	邑多福まつり	町保健センター	事務、地活、活力
30年2月下旬	2月定例理事会	社協会議室	事務局
2月中旬	支部活動費、共募事務費等支給	邑楽町役場	事務局
3月下旬	3月定例理事会	社協会議室	事務局
3月下旬	定例評議員会	未定	事務局